

学校法人常総学院 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性がその能力を十分に発揮し活躍をより一層推進するために、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に基づき、以下のとおり行動計画を策定する。

1、計画期間

令和4年4月1日から令和8年3月31日までの四年間

2、目標

- | |
|---|
| 1、常勤女性教職員の割合を 30 パーセント以上にする。 |
| 2、管理職の養成と、将来の人材育成を目標とした教育訓練を推進し、女性管理職の比率 30%を目標とする。 |

3、取組内容・実施時期

令和4年4月1日～

- ①教育、研究に意欲的な応募者を積極的に採用する。
- ②行動計画1期(平成27年)より継続している、妊娠中の労働者および子育てを行う労働者の職業生活と家庭生活の両立支援等を行う。
- ③次世代育成、女性活躍法に資する、令和3年度より導入のリフレッシュ休暇・ストック休暇等の特色ある休暇制度の取得率等の調査研究を行う。
- ④職務経験に応じ、意欲と能力のある教職員を積極的に登用する。

3、女性の活躍に関する情報公開 (令和4年1月1現在)

(1) 常勤教職員に占める女性労働者の割合

	常勤教員	常勤職員	計
各区分の人数	129	23	152
(内女性の人数)	30	8	38
女性の割合	23.25%	34.78%	25.00%

(2) 係長級にある者に占める女性職員の割合 25.00%

(3) 勤続年数の男女差 男性 18年7ヵ月 ・ 女性 16年1ヵ月